

空き家をお持ちの方へ



埼玉県のマスコット
「さいたまっち」「コバトン」

危険です!!

空き家の放置

専門家又はお住まいの市町村へ早めのご相談を!!



建物や敷地内の工作物により**第三者へ危害**を加えた場合、

● 民法の規定により**損害賠償**が必要となる可能性があります。

【損害額の試算例】

火災による隣接家屋の全焼・死亡事故

都内、高齢夫婦死亡の場合 **6,375万円**

(内訳：物件損害 1,315 万円、人身損害 5,060 万円)



外壁材等の落下による死亡事故

11歳男児死亡の場合 **5,630万円**



※上記の内容は、公益財団法人日本住宅総合センター

「空き家発生による外部不経済の実態と損害額の試算に係る調査」をもとに作成しています。

専門家の連絡先は裏面▶

埼玉県空き家・所有者不明土地対策連絡会議 (事務局：埼玉県 都市整備部 建築安全課)

実際に、こんな事が起きています

事例

空き家が火元となった類焼事例

長期間管理不全状態だった空き家が不審火により夜間に出火。

空き家を含めた3棟が全焼、他の1棟もほぼ全焼する被害。



専門家の連絡先

空き家の「管理」「賃貸」「売却」などのご相談

空き家の持ち主応援隊

相談できる、お近くの
不動産業者が見つかります。



(公社) 埼玉県宅地建物取引業協会

☎ 048-811-1840



(公社) 全日本不動産協会埼玉県本部

☎ 048-866-5225



「相続」関係のご相談

埼玉司法書士会(総合相談センター)

面談相談(予約制、無料)

☎ 048-838-7472



埼玉県行政書士会

個別対応(要予約)

☎ 048-833-0900



埼玉弁護士会

面談相談(予約制、有料)

☎ 048-710-5666



住宅、空き家に関する全般的なご相談

埼玉県住宅供給公社「住まい相談プラザ」

☎ 048-658-3017



(公財) 日本賃貸住宅管理協会埼玉県支部

☎ 048-615-3838



その他、
空き家でお困りの方は
各市町村空き家担当へ



さらにくわしく知りたい場合は
「空き家管理・活用の道しるべ」をご覧ください。

※各市町村空き家担当窓口でも配布しています。

